はちにの

第9号

マネーらいふ

発行 2013年12月9日



の変更

住宅 ローン減税

引き上げ

こそ知っておきない4つの私のはなら く活用して自分らしいマネープランを

2014年から、私たちの生活に身近な"税"の制度が変わります。そのなかでも、今こそ知っておきたい4つの税について解説します。 ※内容は2013年11月22日現在の税制に基づく。

〈控除を受けるための手続〉

●この控除を受けるには、確定 申告をする必要があります。 ただし、給与所得者は、控除

を受ける最初の年に確定申

告をすると、翌年以降は年末

調整で控除が受けられるしく

みになっています。

- 2014年4月1日から、消費税率が現行の5%から8%に引き上げられます。
- さらに、現段階では2015年10月から10%へ引き上げられる予定となっています。

3%増、5%増でこんなに違う! もし、3,000万円でマイホームを購入したら…

消費税率	消費税
5%	150万円
8%	240万円 🗲
10%	300万円 ◆

90万円增!

150万円増

- 減税の適用期限が2017年12月31日まで延長されます。
- ●2014年4月から最大控除限度額が引き上げられます。

居住年	~2014年3月	2014年4月~2017年12月	
一般の住宅の場合 最大控除限度額 (住宅ローン等の年末残高×1%)	20万円 (最高2,000万円×1%)	40万円 (最高4,000万円×1%)	
長期優良住宅・低炭素住宅の場合 最大控除限度額 (住宅ローン等の年末残高×1%)	30万円 (最高3,000万円×1%)	50万円 (最高5,000万円×1%)	
控除期間	10年間	10年間	

※前年分の所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、 翌年度の個人住民税で控除されます(控除には上限額があります)。

●相続税の基礎控除額が引き下げられます。

相続にかかる最高税率が引き上げられます。

	項目	項目 ~2014年12月 基礎 5,000万円+1,000万円 控除 ×法定相続人の数		2015年1月~	
				3,000万円+600万円 ×法定相続人の数	
		1,000万円以下	10%	1,000万円以下	10%
		3,000万円以下	15%	3,000万円以下	15%
		5,000万円以下	20%	5,000万円以下	20%
		1億円以下	30%	1億円以下	30%
		3億円以下	40%	2億円以下	40%
		3億円超	50%	3億円以下	45%
	6			6億円以下	50%
	3 8			6億円超	55%
1					

大幅に増えることが予想されます。 前もって節税方法の確認を!

- 若年世代に資産を移転し、教育・人材育
- 大切なご家族のためにお金の宛名付け
- 資産の早期移転で、消費拡大を通じた
- ※教育資金一括贈与預金の詳細は、 6ページをご覧ください。



NISAで値上がりを!

タイミング をねらって 減税率が終わり、NISAが始まります~

NISA活用法

ご紹介します

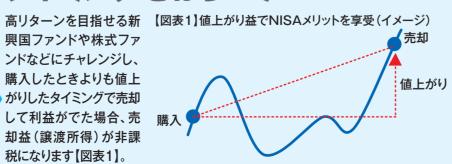
2013年12月末で上場株式、株式投資信託等の譲渡所得・配当所得にかかる10.147%の 軽減税率が廃止され、2014年1月から20.315%の本則税率が適用されます。それに伴い 「NISA(少額投資非課税制度)」が始まります。

● 非課税投資枠は年間100万円、非課税期間は最長5年間です。

新しく購入した株式投資信託等の譲渡所得・配当所得が非課税となります。 ● 対象者は日本国内に居住する20歳以上の方です。

※投資信託は元本の保証はなく、組入有価証券の値動きにより価格が変動し、投資元本を割り込むリスクがあります。 これらのリスクはお客さまご自身に負担いただくことになります。

興国ファンドや株式ファ ンドなどにチャレンジし、 購入したときよりも値上 がりしたタイミングで売却 して利益がでた場合、売購入 却益(譲渡所得)が非課 税になります【図表1】。



NISAで資産形成を!

タイミングを分散して

ングを分散することで、平 均購入価格が安定します 【図表2】。いくつかのファ ンドを組み合わせて、また はバランス型ファンドで積 立てることもできます。

積立投資により購入タイミ 【図表2】積立投資で安心の「ドルコスト平均法」(イメージ)

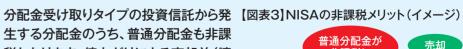


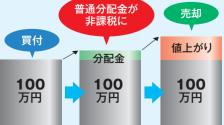
NISAで受け取りを!

分配金をねらって

生する分配金のうち、普通分配金も非課 税となります。値上がりによる売却益(譲 渡所得)だけでなく、普通分配金(配当所 得)も非課税となるため、NISAのメリッ トを享受することができます【図表3】。

※元本払戻金(特別分配金)の場合は課税されない ため、NISAのメリットは享受できません。





普通分配金と 売却益合わせて 約4万円。 節税効果

第九回

幸せに生きるための「3%」の出費

思いません。 れたギリシャやスペイン、イタリアの です。では、国家財政危機に追い込ま ようになるのでしょうか。私はそうは た「国の借金」が1000兆円あるそう 日本には国債や借入金などを合わせ 国民も高い失業率などに見舞わ

ているのです。 日本は「借金」を上回る「資産」を持つ 円、これに約260兆円と試算される ともいわれています。いずれにせよ えると、日本の資産は約2000兆円 企業の内部留保(利益の蓄え)などを加 まず、国民の預貯金が約1600兆

くは

實

6

る

自 分 ら しお金を使うこ

みんなが貯めたお金を

使うことこそ、目指すべき姿といえる 的は、お金を貯めることではありませ ん。貯めたお金を幸せに生きるために 私たちが生きる資本主義社会の目

族の笑顔のために消費するこ かった車を買うなど、自分や家 ンで美味しいものを食べる、欲し ける、たまには奮発して高いレストラ 個人なら預貯金で家族旅行に出か

> 者を積極的に雇用したりすることで、 とで世の中のお金のめぐりが良くな した設備を新しいものに替えたり、若 わかりやすいかもしれません。老朽化 企業の場合は「投資」と置き換えると 足元の景気回復も期待できます。

「投資」「子・孫への贈与」「趣味」に ッポンを幸せにする会社』『○に近い△を生きる「正

果実を手にすることが可能です。 拡大という企業経営にとって「幸せ」の 拡大に継続的に取り組めば、日本経 ます。多くの企業が設備投資や雇用 やはり世の中のお金のめぐりを促進し 済は活力を増し、ひいては自社の業績

ずです。 度、つまり約160兆円が動けば、日 りの3%程度は自分の人生を豊かにす に、3%は家族、子、孫のために、残 を「『幸せに生きる』ための出費」に振り 本経済に大きなインパクトを与えるは 国民の預貯金約1600兆円の10%程 る趣味や旅行などに当ててください。 将来に役立ちそうな良い企業への投資 分けてみましょう。内訳は3%を国の 例えば個人なら、預貯金の10%程度

せんか。 が2013年から5年間の時限措置で せ」になるお金の使い方を考えてみま 効活用して、日本という国が末長く「幸 始まっています。このような制度を有 大1500万円まで非課税になる措置 子や孫に教育資金を贈る場合、

使えば世の中が動き出す

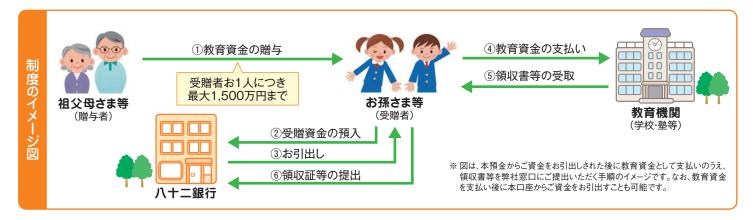


教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置適用商品 大切な人の未来を応援!

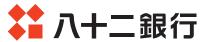
八十二〈教育資金一括贈与預金〉* (愛称:はちにの教育応援預金)

- ●2013年度税制改正にて、30歳未満のお孫さま等へ授業料等の教育資金を非課税にて一括贈与する取り扱いが開始されました。
- ●祖父母さまなど直系尊属の方が2013年4月1日から2015年12月31日までに金融機関に拠出した資金のうち、30歳未満のお孫さまなどが教育を目的に利用した額(1,500万円が上限)が非課税になります。
- ●学校等以外のもの(塾や習い事等)に支払われる教育資金のうち一定のものについては、上限1,500万円の範囲内で最大500万円まで非課税となります。
- ◆お孫さまなどの30歳の誕生日の前日に教育資金管理契約は終了し、[1] 教育の目的以外で支出した資金および [2] 拠出した資金の残額に対して、贈与税が課税されます。
- ●非課税制度の取り扱いは、お孫さまなどお1人につき1金融機関(1支店)に限定されます。

*「相続税の改正」の全容は、4ページをご覧ください。



お問い合わせ・資料のご請求はお気軽にどうぞ。



[商号等]株式会社八十二銀行 登録金融機関関東財務局長(登金)第49号 「所属協会]日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

III通話料無料 0120-82-8682

受付時間/9:00~17:00〈土・日・祝日および12/31~1/3を除く〉 音声ガイダンスに従い**图▶**■を押してください。

発行:株式会社金融リテラシー研究所

資産づくりのおすすめ情報満載!♪http://www.82bank.co.jp/

は ち に の マ ネ ー ら い ふ 発行:2013年12月9日

編集協力:株式会社八十二銀行 〒380-8682 長野県長野市岡田178-8 TEL. 026-227-1182(代)

〒162-0805 東京都新宿区矢来町126 TEL. 03-5225-6921 FAX. 03-5225-6812